

(参 考)

○ 航空法（昭和27年法律第231号）（抄）

（安全阻害行為等の禁止等）

第73条の4 （略）

2～4 （略）

5 機長は、航空機内にある者が、安全阻害行為等のうち、乗降口又は非常口の扉の開閉装置を正当な理由なく操作する行為、便所において喫煙する行為、航空機に乗り組んでその職務を行う者の職務の執行を妨げる行為その他の行為であつて、当該航空機の安全の保持、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産の保護又は当該航空機内の秩序若しくは規律の維持のために特に禁止すべき行為として国土交通省令で定めるものをしたときは、その者に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該行為を反復し、又は継続してはならない旨の命令をすることができる。

○ 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）（抄）

（安全阻害行為等の禁止）

第164条の16 法第73条の4第5項の国土交通省令で定める安全阻害行為等は、次に掲げるものとする。

一 ～ 三 （略）

四 航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれがある携帯電話その他の電子機器であつて国土交通大臣が告示で定めるものを正当な理由なく作動させる行為

五 ～ 八 （略）

（注）上記法令の記載については、横書きに伴い所要の修正を加えています。